

申込
不要

南条地区公民館内の会議室を自主学習室として開放

南条地区公民館内で、利用申込のない会議室を自主学習室として開放しています。学校帰りの勉強や資格取得に向けた勉強の場としてご利用いただけます。

開放曜日等 月曜日～金曜日（土日祝、年末年始除く）
午後5時～午後10時

場 所 南条地区公民館内の会議室
(入口の案内看板をご確認ください)

利用対象者 町内にお住いの高校生以上の方

利 用 料 無料

そ の 他

- ・学習室内での水分補給は可能です（食事はご遠慮ください）。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はしないでください。
- ・公民館では様々な活動が行われているため、時間帯によっては館内が騒がしくなる場合があります。あらかじめご了承ください。



学習室の一例

問合せ 教育委員会事務局 ☎ 0778-47-8005

後期高齢者医療制度に

関するお知らせ

令和8年度の保険料の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料は、2年に一度見直しが行われます。今回の見直しにより、医療分の所得割率は1・13%、被保険者均等割額は4、440円引き上げとなります。

これは、医療費の増加に加え、物価上昇などの影響による診療報酬の引き上げや、現役世代の負担軽減のため高齢者負担率が12・67%から13・27%に引き上げられたことなどによるものです。

また、国が少子化対策の強化として行う「子ども子育て支援金制度」により、子ども・子育て支援金分（子ども分）として所得割率0・26%、均等割額1、300円が新たに賦課されることとなりました。

【令和8年度の保険料率】

所得割率 10・83%（医療分）

均等割額 0・26%（子ども分）

均等割額 54、140円（医療分）

均等割額 1、300円（子ども分）

【令和8年度の保険料賦課限度額】

850、000円（医療分）、21、000円（子ども分）

・保険料の軽減措置等については、福井県後期高齢者医療広域連合ホームページよりご確認ください。

問合せ 町民税務課

☎ 0778-47-8015

福井県後期高齢者医療広域連合

TEL 0776-54-6330



福井県後期高齢者医療広域連合ホームページ

重度障がい者(児)医療費

助成制度のお知らせ

町では、次の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費（保険適用分）等を助成しています。ただし、助成を受けるためには申請が必要です。

対象者	助成制度
<ul style="list-style-type: none"> ●療育手帳A1・A2・B1・B2の一部をお持ちの方（該当・非該当は福井県総合福祉相談所にて判断されます） ●精神障害者保健福祉手帳1級・2級かつ自立支援医療受給者証をお持ちの方 	南越前町重度障がい者(児)医療費助成制度 ※所得制限あり 次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方 ●療育手帳A1・A2・B1・B2の一部をお持ちの方（該当・非該当は福井県総合福祉相談所にて判断されます） ●精神障害者保健福祉手帳1級・2級かつ自立支援医療受給者証をお持ちの方

【医療費受給者証の更新】

・重度障がい者(児) 医療費受給者証の更新は申請不要です。

・所得や手帳等級などを審査した後、対象者には新しい受給者証を7月31日までに送付します。

※所得が未申告の方や施設入所者の一部の方には、申請書などを送付する場合があります。

※受給資格の内容に変更が生じた場合は、直ちに届出をお願いします。

申請方法や手続きに必要な準備物は、町ホームページをご覧ください。

問合せ 町民税務課

☎ 0778-47-8015



町ホームページ